

## 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書

わが国の手話は、明治時代につくられ、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。

1880年（明治13年）に開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議され、ろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。

その後、平成18年に国連で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話、その他の非音声言語を含むことが明記され、手話は言語であり、ろう者にとって必要なものであるとの認識は広まりつつある。

わが国においても、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

さらに、同法第22条には国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、国におかれては、上記内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を制定するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月6日

衆議院議長	伊	吹	文	明	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	新	藤	義	孝	殿
文部科学大臣	下	村	博	文	殿
厚生労働大臣	田	村	憲	久	殿

神奈川県足柄上郡中井町議会